

質問回答書

件名：令和6年度 横浜版AIドリル試行開発及びモデル校における試行運用等業務

※表記や用語を統一するため、質問書の原文から若干文言を変えて記載しているものがあります。

No	項目	質問内容	回答
1	全般	ワークライフバランスの取組み、障害者雇用、健康経営の取組みについては弊社としての取組みを含めてもよろしいでしょうか？	「評価項目2」は「提案者について」の項目です。事業者としての取組を含めご記載ください。
2	全般	提案書提出時に参考見積書提出とありますが、参考見積書提出後改めて本見積書を提出する、ということでしょうか？	プロポーザルは受託候補者特定のための手続きです。特定された受託候補者は、その後委託者と随意契約交渉を行うこととなります。その段階で、特定された提案内容に基づき、改めて本見積書をご提出いただく流れです。
3	全般	ヒアリング実施について、お時間はどのくらいでしょうか？（発表、質疑の時間配分含まず）	ヒアリングでは、8分間で提案内容の要点をご説明いただき、その後、10分間で評価委員との質疑応答を予定しています（計18分程度）。
4	契約全般について	他自治体におきましても、サービスのご提供により協議の上、利用規約に同意を頂いております。契約・仕様の内容を考慮し、利用規約について内容の認識棚卸があった際は協議させていただく事は可能でしょうか。	利用規約への同意可否は、他自治体の対応とは関係なく、本市の情報セキュリティ、個人情報や法規各部門との検討協議により判断します。
5	業務説明資料	市の学力調査について、委託先として選定された場合、提供いただける教育ビッグデータの他に、学力調査の問題内容などのテスト情報を提供いただくことは可能でしょうか。横浜版AIドリルを提案する際、オリジナルカリキュラムなどの自動生成など問題内容なども連携した上で提案したいと考えているためです。	市の学力・学習状況調査の問題内容等は、受託候補者と個別協議の上、一定の条件のもとで提供する予定です。
6	業務説明資料	提供を想定している教育ビッグデータ(1)～(5)について個人番号とGoogleの項目は欠損なくすべて投入されている前提でよいでしょうか。また、個人番号は学校を超えて一意のものとなっているのでしょうか。	提供する予定の教育データについて、個人番号とGoogleアカウントの項目は欠損なくすべて投入されています。また、個人番号は学校を超えて一意のものとして附番されています。なお、データ項目により「個人番号のみ」「Googleアカウントのみ」記載の場合があります。両方が記載されているデータを経由し突合が可能です。
7	業務説明資料 第2 業務内容 2 モデル校の概要	弊社サービスのご契約状況を確認するために、モデル校13校の学校名情報をご提供いただけますか。	モデル校は調整中です。受託候補者の特定後（10月）に受託候補者への情報提供を予定しています。
8	業務説明資料 第2-3 (1)ーイ	CSYの教育データの受け渡しについては、どのような方法を想定しておりますでしょうか。	教育データの受け渡しについては、DVD-R等の電子媒体による納品を想定しています。（本市セキュリティの都合上、クラウドサービスの利用はできません。）
9	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 ウ 使用する端末	貴市において利用されている端末にインストールされているソフトウェア、使用ブラウザ、OSのバージョンの情報等をご提示いただけないでしょうか。	各端末、以下のとおりです。使用状況により異なる場合がありますので、参考情報としてお取扱い願います。 ■iPad OSバージョン：最新のものを使用するようにしている ブラウザ：ロイロノート、Safari（アプリによって使用） 主に使用しているソフト：ロイロノート、Google Workspace for Education ■Chromebook OSバージョン：最新のものを使用するようにしている ブラウザ：Chrome 主に使用しているソフト：ロイロノート、Google Workspace for Education
10	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 カ 科目・問題数	小学校・中学校の各学年における対象教科および内容（英語のリスニング対応等）に以下の例に基づいてご教示ください。 例： ・ 小学校 1～2年生：国語、算数 ・ 小学校 3～4年生：国語、算数、理科、社会 ・ 小学校 5～6年生：国語、算数、理科、社会、英語（リスニング含む）	横浜版AIドリルでは、個別最適な学びの観点から、学年で分けた学習体系を必須としていません。各学年を想定し、十分な教科が提供されることは、各評価基準の中で評価されると想定しています。
11	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 カ 科目・問題数	新出漢字の学習では、とめ・ハネなども含めて丁寧に学習することで着実に学習内容を身に付けられると弊社では考えております。そのため、とめ・ハネといった要素まで自動採点が可能なことは必要とされるご要件と理解しておりますがいかがでしょうか。	横浜版AIドリルでは、とめ・ハネといった要素の自動採点を必須仕様とはしていません。学習に効果的な機能を有していることは、各評価基準の中で評価されると想定しています。
12	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 カ 科目・問題数	学校教育では教科書を中心とした学びが展開されているため、ドリルの内容は教科書に準拠していることが重要と弊社は考えております。横浜版AIドリルは教科書準拠の教材を含んでいることを必須とした方が良く考えておりますがいかがでしょうか。	横浜版AIドリルでは、個別最適な学びを目指す観点から、教科書準拠を必須としていません。授業で活用しやすい仕様を有していることは、各評価基準の中で評価されると想定しています。
13	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 ス 既存デジタルドリル等のインポート機能	ご提供いただける「はまっこドリル」のQTI形式のバージョンをご教示ください。	「はまっこ学習デジタルドリル」のQTIバージョンは、「QTI2.2」です。

14	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 セ 教育委員会事務局によるモニタリング	受託者がモニタリング状況 (csvデータなど) を提供する頻度はどの程度を想定されていますでしょうか。	モデル校のモニタリングは、月1回程度を想定しています。
15	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (2) モデル校への横浜版 AIドリルの提供及び運用サポート ア 教職員向けのマニュアル作成、研修	説明会や研修は、希望されたモデル校全てに対して訪問対応が必要でしょうか。オンラインでの対応を前提としてもよろしいでしょうか。	モデル校への研修は、「オンライン研修」「集合研修」「近隣校の合同研修」「各校研修」など多様な形態を想定しています。必要な研修形態や内容は、操作の難易度やマニュアルの充実度合いによって異なるものと考えます。受託後に委託者と協議の上、対応してください。
16	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (2) モデル校への横浜版 AIドリルの提供及び運用サポート イ 教職員・保護者向けサポートデスクの設置	教職員又は保護者から本試行運用サポートの範囲外の問い合わせ（貴市が従前に保有されているシステムの操作に関する質問など）があった場合の対処方法については、貴市と別途協議の上決定させていただくと考えてよろしいでしょうか。	対象外の問い合わせに関するフロー等、サポートの運用については、受託候補者と別途協議します。
17	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (6) 横浜版AIドリル試行運用に関する報告書提出及び次年度受託業者への引継（データを含む。）	次年度の受託者に対し、必要な引継ぎの範囲とは、主にマニュアルや報告書などの成果物および横浜版 AI ドリル試行版から得られるデータと想定しておりますが正しいでしょうか。受託者が従前に保有するシステムやソースコードについては引き継ぎ範囲外と理解してよろしいでしょうか。	「受託者の著作権」や「受託者が従前に保有するシステムやソースコード」に関連する項目については、引継ぎが難しいものと承知しています。一方、次年度の受託者による横浜版AIドリルの本開発が、ゼロスタートとなることは避ける必要あり、その趣旨から、横浜版AIドリルから得られた教育データの引継ぎについて、ご提案いただく仕様としています。
18	業務説明資料 第5 特記事項・一般事項	2項の記載がありませんが欠番と考えてよろしいでしょうか。	「第5 特記事項・一般事項」に「2」が無いのは附番ミスであり、記載されるべき内容はありません。
19	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 キ 回答入力方式	回答入力形式に「記述」とありますが、入力欄にキーボードで文字を入力する方式でしょうか。あるいは手書きで文字が入力できればよいでしょうか。また「並べ替え」とありますが、どのような回答入力方式を想定されていますか。	「記述」については、入力方式を問いません。「並び替え」については、たとえば、表示された英単語の並び替えによる英作文を想定しています。
20	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 ス 既存デジタルドリル等のインポート機能	「はまっこドリル」はQTI形式でのご提供と記載されていますが、紙形式もしくは紙と同様のPDFファイル形式でもご提供いただけるものでしょうか。	「はまっこ学習デジタルドリル」の紙又はPDF提供は、受託候補者の要望により対応します。
21	業務説明資料 第4 情報セキュリティ対策、ユーザビリティ・アクセシビリティの確保 2 一般セキュリティ要件 (5)	「個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱」の公開先をご提示お願いします。	「個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱」は非公開であり、受託者に別途提供予定です。参考として、データの取得、管理に関する条文を、【別紙】のとおり添付します。
22	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 ウ 使用する端末	使用する端末では教職員および児童生徒は手書き用のタッチペンを利用していますでしょうか。 利用している場合は、全員がタッチペンを利用できるように運用していますでしょうか。（貴市、学校などで調達、保護者負担で購入などを行い全員がタッチペンを持っているかどうかを確認させてください。）	タッチペンは、各校が必要に応じて調達しており、児童生徒全員が利用できる状況ではありません。
23	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 ソ データの提供	AIドリルからエクスポートする教育データについて、貴市が希望する形式の概要をご教示ください。データセットの数、データセットごとの項目数、クレンジング後のデータの内容などをご教示下さい。	横浜版AIドリルからエクスポートするデータは、本市が所有する他の教育データと合わせた分析・活用を想定するものです。この趣旨から、こういったデータをどの程度提供可能かプロポーザル提案いただく仕様としています。詳細は、受託後に委託者と協議の上、対応してください。
24	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (7) その他付随する作業	本プロジェクトを推進するにあたり、次年度の本格運用を踏まえて以下のような資格を有するメンバをアサインすることが、貴市が目指す横浜版AIドリルの実現に効果的であると弊社は考えておりますがいかがでしょうか。 プロジェクトマネージャー、プロジェクト管理者：Project Management Professional相当資格 推進メンバ：ICT支援員、教育情報化コーディネータ、教員としての経験および教育委員会事務局での業務経験者、教材作成の企画・編集の経験者	業務実施体制の具体的な構成メンバーについては、特段の資格要件を設けていません。業務の遂行に有益な従事者が割り当てられていることは、各評価基準の中で評価されると想定しています。
25	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 イ 学習させるデータ	個人に紐づくデータについては、相互にデータを突合できる共通のキー（Googleアカウントなどの一意の識別情報）となる情報を含む形で提供されるという認識でよろしいでしょうか。	データ項目により「個人番号のみ」「Googleアカウントのみ」記載場合があります。両方が記載されているデータを經由し突合が可能です。

26	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 イ 学習させるデータ	「提供する教育ビックデータは、属性情報のタグ付け等がされていない素データである」とのことですが、「横浜市学力・学習状況調査」「全国学力・学習状況調査」等について、受託決定後に出题内容等の問題情報を提供いただくことは可能でしょうか。	「全国学力・学習状況調査」については、国立教育政策研究所のホームページに掲載されています。市の学力・学習状況調査の問題内容等は、受託候補者と個別協議の上、一定の条件のもとで提供する予定です。
27	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (1) 横浜版AIドリルの開発 ス 既存デジタルドリル等のインポート機能	QTI形式で提供されるデータのサンプルを、提案前にご提供いただくことは可能でしょうか。また、ご提供いただく問題情報に単元名や該当学年に関する情報も付していただきたいと考えていますが、それは可能でしょうか。	はまっ子学習デジタルドリルは、MEXCBTで公開されています。QTI形式のデータとしての提供は、受託候補者に限定しています。問題は、学年、教科別になっており、アイテムタイトルとして単元情報を含みます。
28	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (6) 横浜版AIドリル試行運用に関する 報告書提出及び次年度受託業者への引継 イ 次年度受託者への引継（データ含む。）	引き継ぐデータとして、従前より弊社が開発したAIドリルのコアシステム自体を第三者に引継いだり譲渡したりすることはできませんが、その点はご了承くださいませでしょうか。	「受託者の著作権」や「受託者が従前に保有するシステムやソースコード」に関連する項目については、引継ぎが難しいものと承知しています。一方、次年度の受託者による横浜版AIドリルの本開発が、ゼロスタートとなることは避ける必要あり、その趣旨から、横浜版AIドリルから得られた教育データの引継ぎについて、ご提案いただく仕様としています。
29	業務説明資料 第4- 2 (5)	「個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱」にアクセスログを3年保管するようにと記載がございますが、こちらの保管期間について協議させて頂く事は可能でしょうか。	アクセスログの保存年限は市の要綱で定められたルールであり、協議による変更はできません。
30	業務説明資料 第4-1 (2)ーウ	「情報資産をほかのクラウドサービス環境に移管させることができること。」と記載ありますが、受託者側で他のクラウドサービスに移管させることはできないので、必要に応じて契約期間中に委託者側で出力できる範囲でデータをエクスポートし、移管という運用するという理解で良いでしょうか。	状況によって異なります。たとえば、使用中のクラウドサービスに問題が発覚した場合に、本市の要求に基づき別のクラウドサービスに移管するといったケースを想定しています。
31	業務説明資料 第5 特記事項・一般事項 1 著作権	本業務への従事に際し横浜市様用に新たに開発・搭載した機能を除き、従前より弊社が開発したAIドリルのコアシステム自体や、システム内に保有していた問題情報等の著作権は弊社に帰属するものと考えますが、その点はご了承くださいませでしょうか。	「業務説明資料第5 1」は、著作権の移転について規定するものではありません。
32	業務説明資料 第5-1	著作権が先方に移転する納品物について、計画書・報告書・マニュアルだけで、システムやアプリ DBなどの権利は移転しないという理解でよいでしょうか。	「業務説明資料第5 1」は、著作権の移転について規定するものではありません。横浜版AIドリルから得られるデータの提供については、「業務説明資料第2 3(4)」に記載のとおり、仕様に含まれます。
33	業務説明資料 第2 業務内容 3 各業務の詳細 (2) モデル校への横浜版 AIドリルの提供及び運用サポート イ 教職員・保護者向けサポートデスクの設置	教職員又は保護者からの問い合わせについて迅速に対応することと記載がございますが、回答までの目標時間の目安をご教示ください。また、上限なく対応することが困難なため、本調達期間内で何件程度の問い合わせを想定しているかご教示ください。	「問い合わせへの迅速な対応」については、問い合わせ内容等状況によって異なることから仕様としては定義していません。目安として、3営業日以内程度であれば「迅速」と評価できると考えます。問い合わせ件数については、本モデル事業で傾向を把握しようとしている項目であり、現在のところ想定を持ち合わせておりません。
34	【別紙1】 データフォーマット	各データサンプルにおいて、「学校質問紙_001」など、項目名から得られるデータの意味を想定するのが困難な項目がございます。提案内容の精査のために、各データサンプルの項目名の内容を解説している資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	データフォーマットはデータ提供形式のサンプルとして提示しているものです。市の学力・学習状況調査等は非公開としており、問題内容等は、受託候補者と個別協議の上、一定の条件のもとで提供する予定です。
35	【別紙1】 データフォーマット	「授業アンケート」のデータサンプル(例)について、アンケート結果の項目が出力されていますが、提案内容の精査のために、実際のアンケート内容を教えて頂くことは可能でしょうか。	同上
36	【別紙2】 調達仕様書に記載すべきアクセシビリティ要件 1 ウェブアクセシビリティの確保について (1) 適合レベル及び対応度	「JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること。準拠していない場合、準拠を目指すこと。」という記載の中で「目指すこと」の解釈についてご教示ください。本事業の範囲においては、準拠を目指すし、テスト結果に対して対応方針を明確にすることが重要視されているという理解でよろしいでしょうか。	本市では、アクセシビリティの向上を目的として、JIS X 8341-3:2016のレベルAAへの準拠を標準仕様としています。一方、既存サービスの大部分で完全対応が難しいことから、本業務では、JIS X 8341-3:2016のレベルAAの趣旨を理解し、可能な範囲で準拠に近い形を目指す仕様としているものです。
37	【別紙2】 調達仕様書に記載すべきアクセシビリティ要件 1 ウェブアクセシビリティの確保について (8) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成・公開について イ ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの公開について	ご指定の情報についてウェブページでの一般公開が難しい場合、サポートデスクのページあるいはマニュアル上からのリンクから対応状況をダウンロードできる仕組みを設けるなどの提案でもご要件を満足していると考えてよろしいでしょうか。	アクセシビリティに関する一般公開の詳細については、受託候補者特定後の個別協議となりますが、ご提示の内容であれば、要件を満たすものと考えます。
38	提案書作成要領	提案書には、正本、複写にかかわらずすべてのページにおいて、会社名及び会社のロゴは記載しないでください。とありますが既存のAIドリルのサービス名称を記載することに問題はありますか。	既存のAIドリルプロダクト名称等に会社名（又は会社名の一部）が含まれる場合は、AIドリルプロダクト名称等は記載しないでください。AIドリルサービス名と会社名に関連がない場合、記載に差し支えはありません。
39	提案書作成要領 6 提案書の内容（3）	提案書の枚数について「イ 実施体制」「ウ 業務実績、経験等」はいずれも1枚とご指定がありますが、1枚の紙の表に「イ 実施体制」、裏に「ウ 業務実績、経験等」を記載した場合でも受領いただけますでしょうか。	提案書は、片面印刷・両面印刷を問わず、受領します。

40	提案書作成要領 6 提案書の内容（4）	「ワークライフバランスに関する取組」、「障害者雇用に関する取組」、「健康経営に関する取組」の状況を示す資料は、提案書作成要領6(5)エに記載のページ制限の計数外と考えてよろしいでしょうか。	ページ数制限は、「提案書作成要領6(3)」のみが対象です。ご質問の「提案書作成要領6(5)エ」は計数外です。
41	委託契約約款	受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。とありますが、 本件に関しては当社が著作権を保有する既存AIドリルのカスタマイズにて対応する予定です。その場合において、当該権利の一部とは具体的に何を想定されていますでしょうか。	委託契約約款は、本市が委託契約を結ぶ際に提示する一般的な約款です。本件プロポーザルにおいて、具体的な事項を想定をしているものではありません。
42	委託契約約款	著作権の引渡が必要となる契約の履行の目的物は、ベースとなる当社ドリルサービスに搭載の機能やソースコード等を除く『横浜市の教育ビッグデータを利用するAIの設計情報（仕様書）』と考えて良いでしょうか。また、その機能を当社が「一般的な教育データに応用可能なAIロジック」として設計し、横浜市様とは一切関係のない形で、当社商品に搭載し販売することは問題はありませんか。	本件プロポーザルにおける契約履行の目的物は「横浜版AIドリル試行開発及びモデル校における試行運用等」です。ベースとなる受託者の既存ドリルサービスの搭載機能やソースコード等の権利の譲渡を求めるものではありません。受託者の商品開発への使用については、「業務説明資料 第5 3(7)(8)」に記載のとおりです。
43	委託契約約款	当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするがありますが、令和7年度に他委託業者に引き継ぐことになった場合は、当該著作権はどのような扱いになるでしょうか。	「受託者の著作権」や「受託者が従前に保有するシステムやソースコード」に関連する項目については、引継ぎが難しいものと承知しています。一方、次年度の受託者による横浜版AIドリルの本開発が、ゼロスタートとなることは避ける必要あり、その趣旨から、横浜版AIドリルから得られた教育データの引継ぎについて、ご提案いただく仕様としています。

■個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱 (抜粋)

(アクセスログ管理責任者の設置)

第3条 この要綱の目的を達成するため、電子計算機処理にかかる業務を主管する課の長をアクセスログ管理責任者に充てる。

2 アクセスログ管理責任者は、アクセスログの収集、保存、処理、廃棄に係る業務（以下、「アクセスログに係る業務」という。）を管理する。

(アクセスログの収集)

第4条 アクセスログ管理責任者は、データの重要度に応じ、区局等が運用するシステムのうち、個人情報を扱い、端末機から、ホストコンピュータ等のファイル、データベース等に記録されている個人情報について更新、検索等の操作を行う場合にアクセスログを収集するものとする。

2 アクセスログの収集にあたっては、次の各号を識別できる項目を収集する。アクセスログの収集にあたっては、次の各号を識別できる項目を収集する。

- (1) 操作年月日操作年月日
- (2) 操作時刻操作時刻
- (3) 操作者操作者
- (4) アクセスログ蓄積対象情報
- (5) 利用部署、端末機名、処理内容、その他必要な項目

(アクセスログの管理)

第5条 アクセスログ管理責任者は、収集したアクセスログを次の各号に定めるとおり、適正に管理しアクセスログ管理責任者は、収集したアクセスログを次の各号に定めるとおり、適正に管理しなければならない。

(1) アクセスログは他の法令等に定めがある場合を除き原則として3年保存とする。また、磁気テープアクセスログは他の法令等に定めがある場合を除き原則として3年保存とする。また、磁気テープ等の外部記録媒体で保存する場合は施錠できる金庫等に保管する。フ等の外部記録媒体で保存する場合は施錠できる金庫等に保管する。

(2) 廃棄年限を超えたアクセスログは、速やかかつ確実に消去する。廃棄年限を超えたアクセスログは、速やかかつ確実に消去する。

2 アクセスログ管理責任者は、収集したアクセスログについて、必要に応じて確認を行うものとする。アクセスログ管理責任者は、収集したアクセスログについて、必要に応じて確認を行うものとする。

(アクセスログの開示)

第6条 個人情報の保護に関する法律第個人情報の保護に関する法律第7676条の規定に基づき、アクセスログの本人開示請求があった規定に基づき、アクセスログの本人開示請求があった場合、当該システムのアクセスログ管理責任者は、当該請求に係る情報（システムの場合、当該システムのアクセスログ管理責任者は、当該請求に係る情報（システムの情報セキュリティセキュリティに影響のあるものを除く。）を開示する。

2 開示する情報は、紙へ印字し、又は電子媒体へ複写して提供する。開示する情報は、紙へ印字し、又は電子媒体へ複写して提供する。